





福祉手当等

Table with 6 columns: 手当名, 支給対象, 手当額, 受給できない人, 支給月, 受付・問い合わせ. Rows include 心身障害者福祉手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当, 重度心身障害者手当, 児童育成手当, 児童育成手当, 特別児童扶養手当, 児童扶養手当.

表1

Table with 6 columns listing various medical conditions such as (1) スモン, (14) 高安病, (27) アミロイドーシス, (40) 広範脊柱管狭窄症, (53) プリオン病, (66) 特発性慢性肺血栓塞栓症.

医療費助成

Table with 4 columns: 制度, 対象, 助成方法, 受付・問い合わせ. Rows include 心身障害者医療費助成, 難病医療費助成, B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成, 小児慢性疾患医療費助成, 自立支援医療(精神), ひとり親家庭等の医療費助成制度.

㊦ 障害者自立支援法の施行に伴い、施設入所でも対象になる場合があります。



介護・派遣

Table with 5 columns: 事業, 内容, 対象, 自己負担金, 受付・問い合わせ. Rows include: 重度脳性まひ者介護事業, 入浴サービス, ショートステイ(レスパイト保護)・緊急一時保護, 難病患者等ホームヘルプサービス, 手話通訳員の派遣, 手話通訳者、要約筆記者の派遣.

日常生活の援助・各種給付等

Table with 5 columns: 事業, 内容, 対象, 自己負担金等, 受付・問い合わせ. Rows include: 理美容(出張)サービス, 寝具乾燥等消毒, 紙おむつの支給, 無料入浴券交付, 日常生活用具の給付, 日常生活用具の給付(難病患者等), 住宅設備改善, 補装具の交付と修理, 知的障害者(児)徘徊探索支援, 事業者方式緊急通報システム, 配食サービス, 移動支援, 家具転倒防止器具取付.

交通費負担の軽減

Table with 5 columns: 事業, 内容, 対象, 支給額等, 受付・問い合わせ. Rows include: タクシー利用券の給付, ガソリン代の助成, 福祉キャブ(昇降装置付きタクシー), 緊急移送サービス, 都営交通の無料パスの発行, 港区コミュニティバス(ちいばす), 民営バスの割引証の発行, 都内の民営バス運賃割引, 有料道路通行料金の割引.

◆各総合支所暮らし応援課窓口サービス係◆ 芝地区☎3578-3141 FAX3578-3182 麻布地区☎5114-8821 FAX3583-0892 赤坂地区☎5413-7012 FAX3402-8192

◆各総合支所地区活動推進課活動推進係◆ 芝地区☎3578-3121 FAX3578-3180 麻布地区☎5114-8802 FAX3583-3782 赤坂地区☎5413-7272 FAX5413-2019

高輪地区☎5421-7612 FAX5421-7613 芝浦港南地区☎6400-0021 FAX5445-4590

高輪地区☎5421-7621 FAX5421-7626 芝浦港南地区☎6400-0031 FAX3452-4902



税の減免

事業	内容	対象	受付・問い合わせ
障害者控除対象者認定	税の申告を行う際に、身体障害者手帳等の交付を受けている人以外でこれに準ずるものとして、医師の証明等により確認した人を福祉事務所長が「障害者控除」の対象者として認定します。	知的障害、身体障害および精神障害のある人で、その障害の程度が身体障害者手帳等の交付を受けている人に準ずるものとして医師の証明を提示した人	各総合支所 くらし応援課 保健福祉係

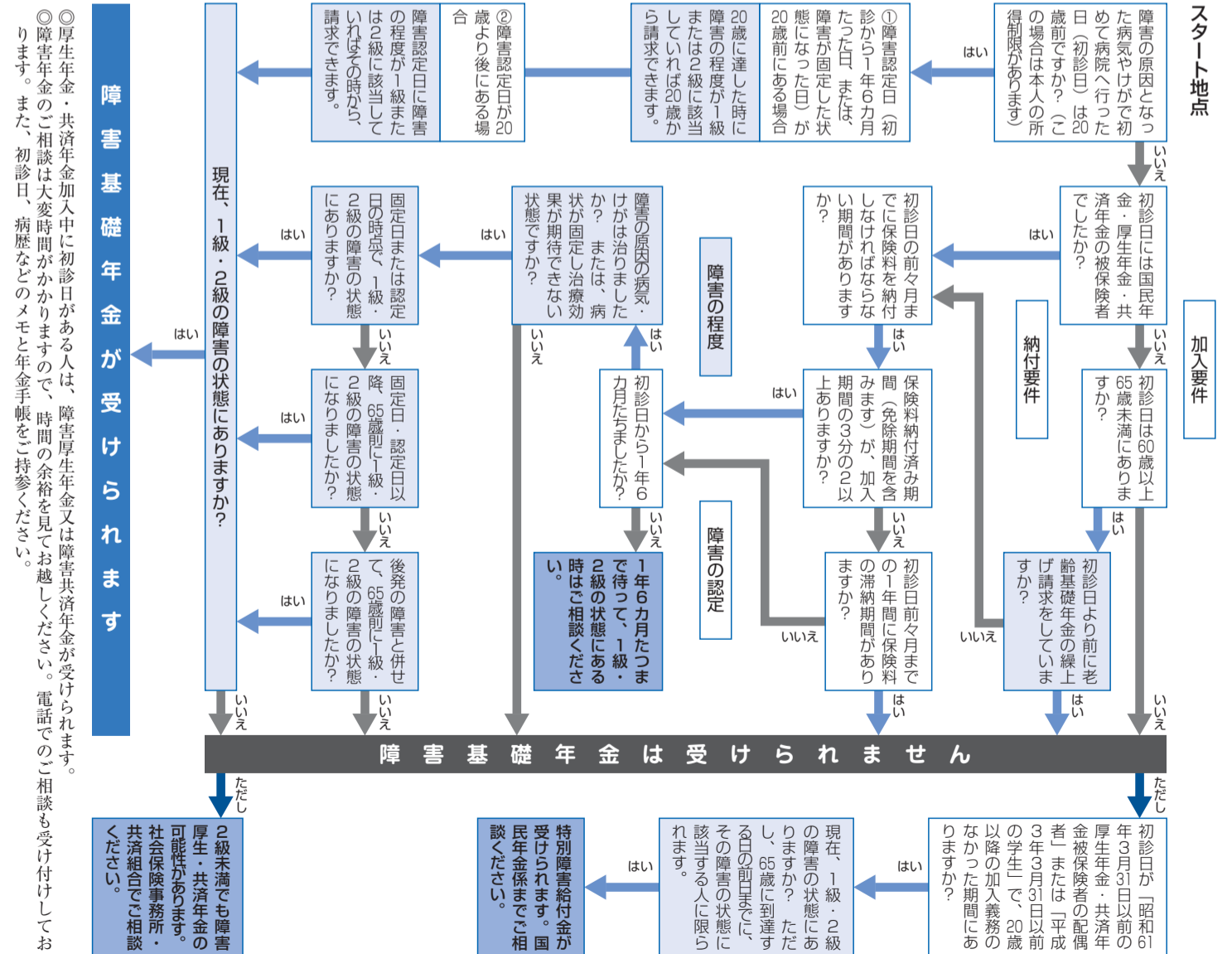
その他の事業（一部を紹介します。）

事業	内容等	受付・問い合わせ
指定自立訓練（機能訓練）	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間において、身体機能及び生活能力の向上のために必要な訓練その他の援助を行います。	障害保健福祉センター 事業係 ☎5439-2511 FAX5439-2514
機能訓練	身体障害のある学齢児や重複障害等で訓練を行う必要がある区民の二次的障害を予防し、日常生活の維持・改善が図れるように支援します。また、18歳以上で脳血管障害等により言語訓練を行う必要のある区民を対象に、コミュニケーションや言語の問題の改善を図り、人との交流を楽しむよう支援します。	障害保健福祉センター相談担当 ☎5439-8053 FAX5439-2514
相談事業	センター利用や福祉サービスなどの相談や、障害に関するさまざまな問題について、医師や専門のスタッフが各種相談に応じています。	障害保健福祉センター 子ども療育係 ☎5439-8055 FAX5439-8069
子ども療育「パオ」	18歳未満の乳幼児・児童を対象に、日常生活指導や発達援助（通園）を行いながら、心身の発達を促し日常生活に必要な力の習得をめざします。さらに、それぞれの家庭や地域において充実した日常生活が送れるように支援します。その他、就園児、学齢児には、グループ毎のプログラムに基づき創作やレクリエーションなどの活動を行います。 【通園事業】 指定日クラス（0歳～3歳6か月）、日々クラス（3歳～6歳）、並行・併用通園（幼稚園・保育園在園児） 【就園児グループ】 【学齢児グループ】 【在宅訪問事業】 お子さんの健康状態や家庭の事情により通園することが困難な場合は、専門スタッフが家庭を訪問し、お子さんにとって必要な療育とアドバイスをいたします。	障害保健福祉センター生活作業係 ☎5439-8059 FAX5439-2514
知的障害者通所更生事業「工房アミ」	18歳以上の知的障害者で通所が可能な人に、生活訓練や作業訓練、趣味・レクリエーションを通して自立を促進し、地域や家庭でより充実した生活を送ることができるよう支援します。15歳以上18歳未満の人でも個々の事情により利用することが可能です。	障害保健福祉センターワークショップ係 ☎5439-8057 FAX5439-8058
知的障害者通所授産事業「みなとワークアクティ」	18歳以上の知的障害者で、一般の企業等に就職することが困難な人に対し作業、生活、健康等の指導を通して自立した生活と就労を支援します。	各総合支所 くらし応援課保健福祉係 健康推進課地域保健係（保健サービスセンター） ☎3455-4772 FAX3798-4619
精神保健福祉相談	こころの病気（アルコール依存症を含む）や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方などについて、精神科医師が相談に応じています。 ※原則第3月曜日は専門医による思春期相談（ひきこもり・不登校・暴力等）も行います。	健康推進課地域保健係（保健サービスセンター） ☎3455-4772 FAX3798-4619
家族会	こころに病気のある人の家族の集まりです。交流・相談・勉強会を通じて家族同士でささえあい、学び合う場です。	各総合支所 くらし応援課保健福祉係 健康推進課地域保健係（保健サービスセンター） ☎3455-4772 FAX3798-4619
デイケア（社会復帰援助事業）	こころに病気のある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・話し合い・創作活動・各種教室等への参加を通して、社会復帰の援助をしています。	各総合支所 くらし応援課保健福祉係 健康推進課地域保健係（保健サービスセンター） ☎3455-4772 FAX3798-4619
区民保養施設の利用料金の減額	4月1日～翌年3月31日の間に、区民で次の手帳をお持ちの人は、大平台みなと荘・伊東暖香園それぞれ2泊に限り利用料金が減額になります。介護者も減額できる場合があります。 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・被爆者健康手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	地域振興課地域振興係 ☎内線2530～2 FAX3438-8252
成年後見審判申立事業	成年後見制度とは、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用や財産の取り引きなどの契約を行うときに、権利や財産が守られるためのしくみで、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を支援するものです。この後見等開始の審判を裁判所に申し立てる親族等がない場合等に、区長が代わりに審判申し立てを行います。	各総合支所 くらし応援課 保健福祉係
障害者サービス苦情解決委員会	学識経験者、区民等外部委員から構成される障害者サービスに対する苦情解決のための機関です。区民から寄せられた苦情について区長に対し、解決に向けた意見・勧告を行います。区長は区のサービス担当課に意見勧告を行うほか、サービス提供事業者に対し指導・助言を行います。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎内線2386～9 FAX3578-2678
福祉サービス利用援助事業	在宅生活をしていて知的障害・精神障害・身体障害・高齢などのため、福祉サービスの利用援助が必要な人（※ご本人の意思で契約できる人）を対象に、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをしたり、大切な書類などをお預かりします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス 1回1時間まで1,000円（1時間を超えた場合は30分までごとに500円を加算） ・書類等の預かりサービス 1か月500円 ※利用料の減免制度あり	港区社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター 「サポートみなと」 ☎3431-2082 FAX3438-2755
障害者就労援助事業	区内在住の働く意欲のある障害者を対象に、一般企業への就職を支援します。 ・職業相談 ・就職前支援：事業団や民間事業所での実習など ・就職後支援：職場と家庭との連絡調整・仲間作り・生活相談など また、区内の事業所等に対し、障害者雇用に関する情報提供等の職業相談も行っています。	港区障害者福祉事業団 ☎5439-8062 FAX5439-2515
災害時要援護者登録	災害時に、自分で避難することや身を守るということが難しい人（災害時要援護者）で登録を希望する人を対象に、地域の助け合いによる避難などに活用する災害時要援護者登録名簿を作成し、消防署、警察署、民生委員・児童委員、町会・自治会に提供します。 【対象】 ① 身体障害者手帳の交付を受けている人 ② 愛の手帳の交付を受けている人 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ④ 難病医療費助成を受けている人 ⑤ ①～④に準ずる人	各総合支所 地区活動推進課 活動推進係

◎相談窓口

初診日の状態	相談窓口
20歳前の人 厚生年金加入中 国民年金の第3号被保険者	港区役所3階国民年金課国民年金係 ☎(3578) 21111 内線2665
20歳前の人 厚生年金加入中 国民年金の第3号被保険者	港社会保険事務所 ☎(5401) 32111

◎厚生年金・共済年金加入中に初診日がある人は、障害厚生年金又は障害共済年金が受けられます。  
◎障害年金のご相談は大変時間がかかりますので、時間の余裕を見てお越しください。電話での相談も受け付けております。また、初診日、病歴などのメモと年金手帳をご持参ください。



**障害年金のご案内**

年金加入中の人、または被保険者の資格を失った60歳以上65歳未満の国内居住の人で、病气やけがにより障害があり、日常生活に制限を受ける状態になったとき支給されます。  
(平成19年度障害基礎年金額 1級99万100円、2級79万2100円)